

～ 障がい者基本条例！先進自治体に学ぶ ～

## 『共に暮らすための新座市障がい者基本条例』は どうしてできたの？誰がつくったの？

埼玉県新座市は2005年に先駆的に『共に暮らすための新座市障がい者基本条例』（以下基本条例）を策定。障がい者の人権を守る条例化が全国的にも広がらない中で、社会情勢の変化や障害者権利条約批准の動きをとらえて、2014年には基本条例の改正も行われました。人口16万人の自治体が条例化を進めた経緯やどのような場で議論が行われてきたのか。先進自治体の事例から、条例によって「共に暮らすまちづくり」がどのように進んできたのかを共に学び、条例についての理解を深めたいと思います。

**日時 2015年8月26日(水)**

**14:00開演(13:30開場)～16:00**

**場所 荏原第四区民集会所 第1集会室(定員50名)**  
2階エレベーター有 品川区中延5-3-12 電話03-3784-2000

最寄駅 東急大井町線荏原町駅下車 (駅正面の建物、徒歩1分)

**講師 木村俊彦さん(新座市議会議員・  
地域福祉コーディネーター)**

**資料代 200円**

**主催 風車の会**

**共催 品川区肢体不自由児者父母の会、品川区視覚障害者福祉協会、  
品川区精神障害者家族会(かもめ会)、福祉フォーラム城南  
<共催団体募集中>**

**後援 品川区**

**問合せ 風車の会(井上)090-9000-6556 FAX 03-5751-7106**